

空き家取得費等補助金・空き家除却費補助金のご案内

伊達市では、市内の空き家の有効活用や解体を促進し、豊かな住環境の整備をすすめるため、次のとおり費用の一部を補助します。

■各補助制度の申請受付期間

令和3年5月6日(木) から 令和3年8月2日(月)

① 空き家取得費等補助金

当ページのQRコードはこちら→



要件や手続きなどの詳細は市ホームページをご覧ください。

(トップページの [メニュー](#) > [くらし・安全](#) > [住まい](#) > [空き家等対策](#) → [関連リンク](#) [空き家取得費等補助金](#))

<主な要件>

- ・市街化区域内に所在し、概ね1年以上空き家となっている築10年以上の建物とその敷地を有償で取得すること
- ・空き家の機能や性能を大幅に向上させる300万円以上の改修または建替えを市内に本店または支店をもつ事業者が施工すること
- ・改修工事または建て替え後に自己の居住用として使用するもの
- ・補助対象住宅のある地域の自治会へ加入すること

| 補助メニュー | 補助金額 | | |
|-----------|------|------------------|---------|
| | 基本額 | 加算額 | 合計 |
| 空き家取得費等補助 | 50万円 | 最大50万円 i)~iv) | 最大100万円 |

<加算項目>

加算額(1項目20万円※加算額最大50万円)については次のとおりです

- 市外または市街化調整区域からの住み替えの場合
- 中学生以下の子どもがいる世帯(申請時点で妊婦がいる世帯も該当します)
- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたもの
- 建替えを行う場合

フラット35 地域連携型の利用について

①の補助金を受けた方で、【フラット35】*をご利用いただく場合、要件を満たすと“【フラット35】地域連携型”による金利優遇を受けることができます。

※【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、全期間固定金利住宅ローンです。詳しくは【フラット35】サイト(www.flat35.com)をご確認ください。

市内の空き家情報について

所有者などの同意を得た空き家情報を市のホームページに掲載しています。掲載物件の詳細な内容は、(トップページの [メニュー](#) > [くらし・安全](#) > [住まい](#) > [市内の空き家情報](#))をご覧ください。

裏面(空き家取得費等補助金)のQRコードのページ下部のリンクからもご覧いただけます。

② 空き家除却費補助金

当ページのQRコードはこちら→



要件や手続きなどの詳細は市ホームページをご覧ください。

(トップページの [メニュー](#) > [くらし・安全](#) > [住まい](#) > [空き家等対策](#) → [関連リンク](#) [空き家除却費補助金](#))

<主な要件>

- ・概ね1年以上空き家となっている建物(住宅)の全部を解体・処分する工事であること
- ・個人または不動産賃貸業を行っていない法人が所有者であること
- ・50万円以上の解体工事であること

| 補助メニュー | 補助金額 | | |
|--------|--------|------------------|--------|
| | 基本額 | 加算額 | 合計 |
| 一般空き家 | 最大30万円 | 最大10万円 i)とii) | 最大40万円 |
| 不良空き家 | 最大70万円 | - | 最大70万円 |

<補助金額・加算項目>

- ・解体工事に係る費用のうち、一般空き家は3/10以内、不良空き家は7/10以内
- ・一般空き家解体費補助の加算額(1項目5万円)については次のとおりです
 - 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたもの
 - 市街化調整区域にある建物

■お問い合わせ先

伊達市建設部都市住宅課都市計画係

電話:0142-82-3294

FAX:0142-23-4414

E-mail:toshikeikaku@city.date.hokkaido.jp